

定額郵便貯金債権の共同相続と 相続預貯金に関する法理

——最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁を中心として——

森 永 淑 子

I はじめに

金融機関に対し金銭債権を有する者が死亡した場合において、相続人が複数いるとき、当該債権の帰属と行使についてはいかに解するべきか。

この問題は古くから繰り返し争われ、とりわけ銀行預金をめぐっては、銀行と相続人との間の訴訟が頻発したこともあって議論が蓄積されてきたところである。これに関連するものとして近年、いわゆる郵政民営化前の定額郵便貯金債権が共同相続された場合について、最二小判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁（以下、「最判平成22年」と呼ぶ）は、共同相続人間において定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えには、当該債権の帰属に争いがある限り、確認の利益があることを認めた¹⁾。

最判平成22年は、上記の点を最高裁として初めて示すなど重要な意義を有するものと受け止められており、実体法上も興味深い判示を行っている。

そこで、以下ではまず、相続預貯金の共同相続に関する判例・学説の大略を確認し、続いて定額郵便貯金債権の共同相続に関する公表裁判例・決定を紹介する。その上で、最判平成22年の含意とそれが投げかける問題について若干の検討を試みたい。

1. 預金債権の共同相続をめぐるこれまでの議論

まず共同相続における預金債権一般の法的取扱いを確認しておこう(遺言はなく遺産分割未了の場合を前提とする。以下同じ)。判例は、共同相続財産の法的性質に関し共有説を採用している。そして可分債権については、最判昭和29年4月8日(民集8巻4号819頁)が説くように、相続開始と同時に法定相続人に相続分に応じて分割され(以下、これを「分割債権説」と呼ぶ)、遺産分割の対象にならないと解してきた²⁾。

これを前提とすれば、預金者が死亡し、複数の相続人がいる場合においては、預金債権は金銭債権の一種であるから、相続開始時に共同相続人に分割帰属し遺産分割の対象にもならないことになる。また、共同相続人の一部からの、金融機関に対する法定相続分相当額の払戻請求(以下、「相続人からの一部払戻請求」と略す)は原則として認められる、というのが判例から導かれる帰結となる。

下級審においてはこのように解するものが多数を占め、預貯金の遺産分割の対象財産性についても、相続人の全員の合意によらない限りは遺産分割の対象にもならない、と解してきた³⁾。さらに、相続人の一人による貯金の解約払戻が共同相続人間で問題となった事案で、最判平成16年4月20日(家月56巻10号48頁)は、分割債権説を前提に、自己の債権となった分以外の債権行使は他の共同相続人の財産に対する侵害となるとして、原告相続人の不法行為に基づく損害賠償請求または不当利得返還請求を認めている。これらにより、預貯金債権も分割債権説に服することは否定しがたいのが現状である⁴⁾。

他方で、周知のように金融機関は古くからかかる一部払戻請求を認めず、原則としては相続人全員の同意のもとでなければ払戻を認めないという対応を採るところが多い(以下、かかる扱いを「全員払い」と呼ぶ)。前掲最判平成16年4月20日が出て以降も、紛争回避等の目的で全員払いを原則的対応とする所が多数のようである⁵⁾。

また学説では、およそ可分債権の相続や遺産の範囲をめぐる議論の枠内で預金債権の扱いが論じられてきたところである。可分債権の扱いについては、共同相続財産の法的性質につき合有説・共有説いずれを採るかにかかわらず、分割債権説を批判する立場から、いわゆる合有債権説・不可分債権説・準共有説

が有力に主張されてきた。各説は、相続人間においては可分債権も遺産分割の対象に含めることを意図する点では概ね一致するが、それ以外の点は論者により多様である。債権は対第三者関係では分割帰属するとするもの、相続人間でも対第三者関係でも不可分債権あるいは合有債権であるとするもの、債権は可分性を維持したまま共有財産として遺産中にとどまるとするものなどがある⁶⁾。

いずれにせよこれらの説は債権の完全な分割帰属を多かれ少なかれ制約しようとしている。それは、分割債権説によれば弾力的な遺産分割ができなくなる、遺産分割の一体性が損なわれる、特別受益や寄与分が考慮されず遺産分割制度の趣旨が害される等、分割債権説には問題があると認識しているからである。このような議論を背景に、全員払いを原則とする銀行実務に一定の合理性を見いだす見解もみられるところである⁷⁾。

2. 定額郵便貯金債権の扱い

ところで、従来の裁判例や議論においては銀行預金と郵便貯金は特に区別されず、一括して相続預金（預貯金）として扱われることが多かったようであるが、上記の判例が確立してゆく流れの中でやや特異な位置を占めてきた一連の裁判例がある。それが旧郵便局の定額郵便貯金債権をめぐる事件である。

定額郵便貯金について、郵便貯金法（平成19年廃止。以下、「旧郵貯法」という）7条3号は「定額郵便貯金 一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの」と定義し、また同法52条本文は、「定額郵便貯金においては、その据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない。」と定める。据置期間は預入日から6ヶ月であり（郵便貯金法施行令〔平成19年廃止〕1条）、預入の日から起算して10年経過したときは通常貯金となる（旧郵貯法57条1項。以下、便宜上この10年を「満期」と呼ぶ）。

さらに、郵便貯金に関する権利が相続等により承継された場合につき、郵便貯金規則（平成19年廃止）33条は「郵便貯金に関する権利が相続又は会社の合併若しくは分割により承継された場合には、第29条から第32条までの規定を準用する。ただし、この場合において、名義書換請求書又は転記請求書に添付すべき書類は、相続にあつては戸籍謄本又は相続に関する証明書、会社の合併

又は分割にあつては合併又は分割に関する証明書とし、又、二人以上の相続人があるときは、名義書換又は転記の請求をする相続人以外の相続人の同意書を提出しなければならない。」とする。

これらの規定によれば、旧郵貯法下の定額郵便貯金債権が共同相続された場合の払戻請求については、預入日から満期である10年を経過するまでは相続人全員の同意を必要とし、一部相続人への法定相続分に応じた一部払戻しはできないと解されよう。そこで旧郵便局の窓口実務では、共同相続人の一部から法定相続分相当額の払戻請求がなされた場合につき、分割払戻しが認められないことを理由にこれを拒絶するのが原則的対応であったという⁸⁾。

既に述べた金銭債権の共同相続に関する判例の立場からすれば、定額郵便貯金債権も金銭債権だから、相続人らに当然に分割帰属し法定相続分に従った払戻請求ができる、遺産分割の対象にはならないと考えられそうである。学説では、判例との整合性を理由に、定額郵便貯金債権についても分割債権説によるべしとの主張も見られた⁹⁾。しかし後述するように、裁判例および最高裁決定においては、相続人からの一部払戻請求を否定するものが多数を占めてきた¹⁰⁾。家裁実務においても、同債権を遺産分割の対象とする合意の有無を問わず、遺産分割の対象としてきたとされる¹¹⁾。

このような状況を背景に、冒頭の最判平成22年が出たわけである。これは、据置期間経過後・満期経過前の定額郵便貯金債権が共同相続され、その帰属につき共同相続人間で争いがあったところ、原告たる相続人の一部が、本件貯金債権が遺産に属することの確認を求めたというものである。第1審および原審とも、本件貯金債権が遺産に属することの確認の利益を認め、その妥当性が最高裁で争われた。最高裁は、旧郵貯法の規定の趣旨を援用して、満期前の定額郵便貯金債権は相続人に分割帰属しないことを前提として、債権の帰属に争いがある限り確認の利益があるとした。

3. 検討の視角

最判平成22年に対するこれまでの反応は、評釈等を見る限り、下級審裁判例及び実務の流れを受け継ぎ発展させたものとして理論上・実務上重要な意義

を有するとの評価が多数といってよい。

同判決は、定額郵便貯金債権につき共同相続があっても法定相続分に応じた一部払戻請求はできない旨を述べる点では目新しいものではない。しかし、Ⅱにみるように、過去の裁判例において分割払戻否定例が多数ではあるものの、その理由づけや、定額郵便貯金債権が相続人に分割帰属しているか否かという法律構成の点では一枚岩でなく、不明確な点があった¹²⁾。その点を踏まえると、最判平成22年は、過去の裁判例の単なる踏襲ではなく、実体法上、定額郵便貯金債権の帰属につき分割債権説が妥当しないことを最高裁として明らかにした点においても意義を有するといえることができる¹³⁾。他方で、過去の裁判例と対比してみたとき、後述のように、最判平成22年は新たな問題を投げかける点もあるように解される。

そこで、これらの点を明らかにした上で検討を加えるべく、本稿では1つの視角として、まず下級審裁判例を含めた網羅的観察を行うこととしたい。その際、相続の場面で定額郵便貯金債権がいかに扱われてきたかにつきより多くの情報を得るため、最判平成22年と同様の満期経過前の事案にとどまらず、共同相続された定額郵便貯金債権の帰属や一部払戻請求に関して判断・言及している事案を参照可能な範囲で紹介する（Ⅱ・Ⅲ）¹⁴⁾。その上で最判平成22年の意義を確認し、若干の検討を加える（Ⅳ）。

裁判例の紹介に際しては、基本的に判決年月日順に配列するが、便宜上、上訴されたものについては第1審に続けて配置し、最判平成22年は項を改める。また、判決理由の表現にも注意を要すると考えるため、判決理由を必要な範囲で引用する。

なお、郵便貯金については郵政民営化法により、民営化前に預け入れられた通常郵便貯金・通常貯蓄預金等の流動性預金は郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）に、定額郵便貯金・定期郵便貯金を初めとする定期性預金は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（郵貯・簡保管理機構）にその権利義務が承継されており、また郵政民営化法施行の際に効力を有する定額郵便貯金については、郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則5条によりなお効力を有している。以下では、叙述の便宜上、手続窓口としての郵便局、定額郵

便貯金債権にかかる訴訟当事者としての国、ゆうちょ銀行及び郵貯・簡保管理機構はすべて Y_1 と記し、上記の承継関係および適用法条については記述を省略する。

その他、引用文中の当事者・関係者の表示は適宜記号に改め、改行は/で代用した。

II 過去の裁判例の紹介

[1] 高知家須崎支審昭和40年3月31日家月17卷9号78頁

[事案の概要]

被相続人Aが死亡、相続人はAの子 X_1 及び X_2 並びに代襲相続人($Y_1 \cdot Y_2$)である。

Aは不動産・預貯金その他(定額郵便貯金含む)を有していたところ、相続人間での協議・遺産分割調停も不調に終わり、Xらの申立てにより審判に移行した。以下定額郵便貯金に関する部分に記述を限定する。

[要旨]

定額郵便貯金の満期等への言及はないが、普通郵便預金とともに遺産分割の対象とされた。その際、「相続債権は相続開始とともに、当然各相続人に分割承継されると解すべきである」として一応分割債権説を前提としつつも、「遺産分割の際あらためて右債権を相続人に分配し直し、これと睨み合せて遺産分割による各相続人の取得部分を定めることは、特に本件のような場合にはむしろ当事者双方の利益となり、適切な方法である」として、本件預貯金をXら申立人の共有とした。

[2] 福岡家久留米支審平成8年5月2日家月49卷1号123頁

[事案の概要]

被相続人Aは平成4年9月25日死亡し、相続人は妻B並びに子であるX及び Y_2 であったがBは平成5年7月7日死亡した(相続人はX及び Y_2)。

A及びBの遺産として、不動産、預貯金(満期日平成7年8月20日の担保付定額貯金含む)、現金があった。X— Y_2 間で遺産分割調停がもたれたが、不成立となったためXが審判

を申し立てた。以下、預貯金の帰趨に記述を限定する。

[要旨]

預貯金につき、当事者間に遺産分割の対象とする旨の合意がなければ相続人は法定相続分に従って権利を承継しているが、本件ではX—Y₂間において預貯金を遺産分割の対象とすることについての合意、さらにBの遺産につきXの相続分を4分の3、Y₂を4分の1とする旨の合意が調停席上であったと認定し、それに従った割合で預貯金をX及びY₂に分割取得させた。担保付定額貯金は満期到来により通常貯金となっていたため通常貯金に含めて分割の対象とされた。

(なお本件についてはXが抗告し抗告審福岡高決平成8年7月19日家月49巻1号119頁があるが、これはXY₂間の合意を認めがたいことのみを示して原審判取消し・差し戻したもので、割愛する。)

[3] 東京地判平成8年11月8日判タ952号228頁，金法1499号45頁¹⁵⁾

[事案の概要]

AはY₁に対し通常預金及び定額貯金2口（いずれも預入日平成3年7月5日）を有していたところ、平成5年10月21日Aが死亡し、妻Bと子Xが相続した。その後の詳細は不明であるが、X—B間において遺産分割協議は成立しておらず、相続人全員による払戻請求は著しく困難と認定されている。XはY₁に対し、法定相続分に応じた支払いを求めて訴えを提起した（銀行に対する請求は省略した）。

[判旨]

分割債権説を前提として、XはAの各預金の2分の1を相続により取得したとされた。Y₁からの、郵便貯金規則33条に基づき共同相続人の一人からの単独払戻請求をY₁は拒絶できる旨の主張に対しては、「同条は、共同相続の場合においては、預金の帰属者及びその帰属する範囲を確認するのが困難であることから、大量の事務処理の便宜のために設けられた規定と解される」と述べた上、本件ではXがAの預金を2分の1の割合で相続したことは明らかとなっており預金の帰属者及びその帰属する範囲が確認されているから同条を適用する必要はなくなったとして、Xの請求を認容した。

(なお、満期前か後かは当事者の主張に現れていないが、預入日から見て据置期間経過後満

期前の事案である。)

【4-1】東京地判平成10年2月13日金法1547号61頁¹⁶⁾

[事案の概要]

甲・乙・丙の3事件が関連する複雑な事案である。以下、必要な限りで要約する。

平成5年8月6日A死亡。当時預貯金①～⑨を有し、うち①～⑤、⑦が定額郵便貯金であった。相続人は、Aの姉Xと、A・Xの兄の子ら(代襲相続人、Y₂はその1名)である。

Y₂はAからは死後の葬儀や供養、後始末等の依頼内容を記載した書面(本件書面)の交付を受けていた。Y₂はAの葬儀を出すなどした後、A名義の通帳・印鑑等を使用して預貯金①②⑧(合計350万8028円)を解約し払戻した。

平成5年9月29日、Xは預貯金③～⑤、⑦の定額郵便貯金につき相続を理由として支払停止届をした。他方、平成8年2月5日、Y₂は支払停止の解除届及び本件書面呈示・提出の上、支払停止解除手続きをし、翌6日、③～⑥の定額郵便貯金及び通常郵便貯金解約、同年3月12日、⑦の定額郵便貯金を解約した(払戻金合計額1322万8263円)。

Xは、⑨につき自己の相続分の一部19万970円の払戻請求をし、他方Y₂は本件書面により本件預貯金の全部につきAから遺贈を受けたと主張したため、⑨の預入先金融機関は債権者不確知を原因としてXの法定相続分相当額を供託した。その結果、XとY₁・Y₂との間で以下の3事件が争われた。

(甲事件) Y₂に対する相続分侵害を理由とする不当利得返還あるいは不法行為に基づく損害賠償請求およびY₂への払戻行為無効を前提とするY₁への郵便貯金払戻請求

(乙事件) 供託された⑨のXの法定相続分相当額供託金の還付請求権確認請求

(丙事件) Y₂が上記還付請求権を有することの確認の反訴請求

上記3事件における争点は、1. 本件書面によりAが本件の預貯金をY₂に遺贈したか、2. 定額郵便貯金について共同相続人の一人から払戻請求をすることの可否であった。争点1については遺贈する旨を表明したものと認められず、結局、争点2のみが問題となった。以下、この点に関する判旨を紹介する。

[判旨]

「右のように、定額郵便貯金を分割払戻することを制限している趣旨は、通常郵便貯金よ

定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理

り有利な取扱いをする代わりに、元本を一定の額に限定することにより貯金の管理を容易にしたものであるということができるのであって、分割払戻の制限が定額郵便貯金であることから当然に必要となるものではない。しかも、現行法規上、預入金額は八段階に限定されているが、最低限は1000円とされ、貯金管理における容易性は相当程度犠牲にされているものともいえる。／分割払戻の制限の趣旨、程度が右のようなものであるとすると、この制限は、定額郵便貯金について相続が生じた場合、前述のとおり払戻請求権は各相続人に当然に分割されるといふ原則に何らの影響を与えるものではないと解すべきである」と述べた上で、Y₁主張のように分割払戻制限が相続人をも拘束するとすれば、相続人は相続開始後は単独で権利行使のための措置を一切採ることができず、他の相続人が払戻し請求に協力しなければ権利行使を制約される結果となる。これは「郵便貯金法7条1項3号が定められた趣旨に照らし、相続という意図せざる事情から定額郵便貯金の権利者となり、右権利関係を清算する必要に迫られた相続人に対し、過大な制約を課すものというべきであり、相当でない」とする。「以上の判示からすれば、[Y₁]の主張する分割払戻を制限した規定をもって相続開始によって不可避免的に生ずる権利関係の清算を妨げることができるとする合理的な理由は認められず、郵便貯金規則において相続発生時の名義書換手続が定められ、右規則は定額郵便貯金についても適用されることが予定されていることからすれば、結局、[Y₁]の主張する分割払戻制限の規定は、本件のように相続によって法律上債権が当然に分割される場合にまで及ぶものではないと解するのが相当である。」としてXの請求認容。

なお、Y₁は解除権の不可分性(544条)を根拠に一部払戻しが認められない旨主張したが、「金銭債権は相続により法律上当然に分割されて共同相続人に承継されるのであるから、相続開始後の貯金の権利関係については、民法544条にいう契約の当事者の一方が数人ある場合には該当しない」としてこれも否定し、XはY₁に対し③～⑦につき各3分の1の払戻請求ができるとした。

また、Xの供託金還付金請求、①②⑧に関するY₂への不当利得返還請求も認めた。

【4-2】東京高判平成11年3月25日訟月45巻10号1896頁¹⁷⁾

Y₁Y₂が控訴した【4-1】の控訴審。

[判旨]

Y₂の控訴については、Aの生前Y₂はAの生活上の面倒を見ており、そのためにAは通帳や印鑑等を預け払戻等につき授權していたことに加え、AのためY₂が多額の出費をしていたことを認定し、その総額はY₂が解約払戻をした総額を超えるから、「[Y₂]が本件預貯金①、②及び⑧を解約してその払戻しを受けて領得したことは、[A]から授權された権限に基づくものであるから、法律上の原因があり、また、その授權の性質に鑑み、その死亡によっても権限が消滅するものではないというべきであるから、不当利得はもとより、相続人である[X]に対する不法行為に当たるものでもない」とした。

Y₁の控訴については、「郵便貯金法7条1項3号によれば、定額郵便貯金は、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入する郵便貯金であるところ、共同相続人の一人にすぎない被控訴人が、その相続した部分について定額郵便貯金の払戻請求をすることは、定額郵便貯金の分割払戻請求にほかならないから、預入時の条件に反する払戻請求として、[Y₁]がこれに応ずる義務のないことは明らかというべきである。／…相続人が被相続人から承継取得した債権にはもともと全額でなければ払戻しができないという契約上の制限が付されていたものであり、債権者が相続によって変動したからといってその契約上の制限に変化を来すいわれはなく、共同相続によって債権が当然分割され、債権者が複数となったため、相続人全員からでなければ一切の払戻しが認められないという結果は、右契約上の制限として当然の事理というべきであり、他の相続人の意思によってその行使上の制約を受けることは、まさにそのような特約のある債権を承継した結果に他ならないのであって、何の不合理も存しない」として、Y₁Y₂の控訴を一部認容した。

【4-3】 最決平成13年3月23日訟月48巻6号1461頁

Xからの【4-2】にかかる上告受理申立に対する決定。

Xは、定額郵便貯金の法定相続分相当額払戻請求を否定した判例がないこと、原判決における旧郵貯法7条1項3号の解釈の誤り、被相続人は相続人の一部払戻請求を制約する意思をもって預入れたとは想定できないことを考えると相続人からの一部払戻請求は旧郵貯法所定の分割払戻にあたらぬと解するべきこと、金銭債権は相続人に当然分割帰属する以上、債権債務の行使方法などが変化することは当然であること、原審の判断は相続人の権利行使制限など不合理な結果をもたらすことなどを主張して上告受理を申立てたが、民訴法318条1

項の事件に該当しないとして上告不受理。

【5】東京地判平成10年8月31日訟月45巻10号1835頁

[事案の概要]

被相続人Aは平成8年3月28日死亡。相続人の詳細は不明であるが、XはAの長男であり法定相続分は3分の1とされている。XはA名義のY₁に対する定額貯金3口（①預入日平成2年12月21日、②預入日平成2年12月21日、③預入日平成3年5月23日）につき、法定相続分に従った貯金の払戻しを求めた（銀行に対する請求は省略する）。

[判旨]

Y₁に対する請求につき、「…法7条1項3号は、定額郵便貯金について、『一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの』と規定しているところ、これは、定額郵便貯金債権の行使に関して制限を付したものと解するのが相当である。／定額郵便貯金は、半年複利で利子計算をする（規則5条5項、6項）など貯金者に有利な貯金として設定されているところ、法は、そのような取扱いをする反面として右のような権利行使の面における制限を付したと解されるのであるが、法が、『郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的と』しており（1条）、この目的を達成するためには、全国に多数存在する郵便局において、多数の利用者を対象とした大量の事務が迅速に、かつ画一的に取り扱われる必要があることを考慮すれば、法が右のような制限を付したことは十分な合理性があるといえることができる。／したがって、定額郵便貯金の最低預入金額が1000円である（法7条2項、規則83条の11本文）としても、貯金管理の容易性が事実上ほとんど考慮されていないということではできない。／そうすると、相続によって債権自体の内容や性質が変わるといふ理由はないから、[X]としても、右のような制約を付された本件貯金を相続したにすぎないというべきである」とし、定額郵便貯金は預入日から10年経過して通常貯金となるまでは分割払戻できず、本件貯金はいずれも10年経過していないことからXの請求を棄却した。

【6】東京地判平成13年8月31日訟月48巻9号2116頁【睡眠貯金ケース】

[事案の概要]

Aは平成4年2月6日死亡。Y₁に対し定額郵便貯金1口(預入日昭和55年5月29日)を有していた。事案としては、定額郵便貯金が預入日から10年経過して通常郵便貯金となった後さらに10年経過して、いわゆる睡眠貯金になっているケースである。

Aの相続人はX₁、X₂のほか代襲相続人2名。X₁、X₂の法定相続分は各3分の1であると認定されており、Y₁に対し他の相続人の同意を得ないまま法定相続分相当額の払戻を求めて訴えを提起した。

[判旨]

まず郵便貯金の共同相続について、債権は分割帰属するがその行使について旧郵貯法は貯金の種類に応じ異なった対応をしているとする。旧郵貯法の諸規定によれば「定額郵便貯金債権は、預入の日から6月の据置期間を経過した後でなければ払戻しができず、かつ預入の日から10年を経過して通常貯金となるまでは、預入された貯金額を分割して払い戻すことができないという制約を受けた金銭債権であるから、これを相続により承継した相続人もまた、当然に前記の拘束を受けることになる。このことは、相続人が複数存在する場合も同様である」とし、さらに「10年間貯金の預入及び払戻し等がなく睡眠貯金となった通常郵便貯金については、法40条の2第1項において、『第7条第1項第1号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない』と規定し、10年間預入、払戻し等がない通常郵便貯金の権利の行使に関して、貯金の預入又は一部の払戻しの禁止を特に定めている。／そして、睡眠貯金となった貯金についても、相続によって、債権自体の内容が変わるものではない。したがって、睡眠貯金債権は、全額払戻しはできるが、定額郵便貯金と同様に、一部の払戻しができないという制約を受けた債権となる」とする。

「法が定めた定額郵便貯金及び睡眠貯金の分割払戻禁止の制約は、大量の郵便貯金について定型的な貯金管理を可能ならしめるためのもの」であり、相続人の一部払戻請求を認めることはY₁にとり本来法的に禁止されている分割払戻の強制であり許されないと述べる。結局、「定額郵便貯金が共同相続された場合、複数の相続人に分割して帰属するものの、法7条1項3号の制約を受け、通常貯金となるまでの間は相続人において単独で自己の持分の払戻しを求めることのできない性質の債権である。また、睡眠貯金債権が共同相続された場合も、複数の相続人に分割して帰属するものの、法40条の2第1項の制約を受け、相続人にお

定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理

いて単独で自己の持分の払戻しを求めることのできない性質の金銭債権ということになる。契約に定められた給付内容が分割可能であっても、契約内容として給付の方法に特段の制約（条件）が付されていれば、その契約上の地位を承継した共同相続人も、前記制約に拘束されるということになる」としてXらの請求棄却。

【7-1】 横浜家相模原支審平成13年10月31日家月54巻8号44頁

[事案の概要]

被相続人Aは平成10年6月6日死亡。相続人は妻X及びAの母Bであった。

Bは平成10年8月19日死亡し、相続人はBの子Y₂～Y₄及びBの子Cの代襲相続人Y₅～Y₇である。Bの遺産についてはYらの間で別途遺産分割調停事件が係属中であるところ、Bの遺産の範囲、遡ってAの遺産の範囲が問題となり、A名義の預貯金（定額郵便貯金含む。ただし、定額郵便貯金の預入日は不明）及び死亡一時金・生命保険金が遺産に属するかが争いとなった。以下、定額郵便貯金の帰趨に記述を限定する。

[要旨]

A名義の預貯金につきXの固有財産部分等はないことを前提にすべてAの遺産であるとした上で、「預貯金については、金銭債権であるから各人の法定相続分により分割する」とした。

【7-2】 東京高決平成14年2月15日家月54巻8号36頁¹⁸⁾

Xからの【7-1】に対する抗告申立に対する決定。

[要旨]

預貯金について、これは相続人間で遺産分割の対象とする旨の合意があつて初めて遺産分割の対象となるものであり、この合意がない限り、預貯金は相続開始と同時に当然に分割されるとし、合意の有無についてYらの意思を改めて確認する必要があるなどとして、原審に差し戻した。

【8】 東京地判平成15年1月20日金商1170号45頁¹⁹⁾

[事案の概要]

被相続人Aは平成12年1月25日死亡(相続関係の詳細は不明であるが、金商コメントでは、Aの相続人はXほか23名とされている)。AはY₁に対し定額郵便貯金7口(預入日不明)を有していたため、相続人の一人であるXは法定相続分相当額の払戻しを求めて本訴に及んだ(銀行への請求は省略した)。

[判旨]

郵貯法7条1項3号による分割払戻しの禁止は、「定額郵便貯金債権の行使に関して制限を付したものと解するのが相当である。定額郵便貯金は、半年複利で利子計算する(…)など貯金者に有利な貯金として設定されているところ、法はそのような取扱いをする反面として、多数の利用者を対象とした大量の事務処理を迅速に、かつ、画一的に処理する必要上、上記のような権利行使の面における制限を付したと解される。定額郵便貯金債権の性質がこのようなものであるとすると、相続の一事によって、その性質が変わるものではなく、共同相続人の一人が自己の相続分に応じた預金債権の行使を制限されるのは、性質上当然のことというべきである」とし、「相続人が被相続人から承継取得した債権にはもともと全額でなければ払い戻しできないという契約上の制限が付されていたものであり、債権者が相続によって変動したからといってその契約上の制限に変化を来すいわれはなく、共同相続によって債権が当然分割され、債権者が複雑となったため、相続人全員からでなければ一切の払い戻しが認められないという結果は、同契約上の制限として当然の事理であるというべきである。／…定額郵便貯金については、相続によって分割債権となったとしても、共同相続人はその持分割合に応じて払い戻し請求することはできない」として、請求棄却。

[9] 千葉地判平成15年9月26日判タ1145号287頁、金商1207号40頁²⁰⁾

[事案の概要]

複数の相続が絡んだ複雑な事案であるため、本件の争点及び判旨の理解に必要な範囲で要約する。

本件の関係者は亡Aの妻X₁並びにAX₁夫婦間の子X₂、X₃及びB並びにBの妻Cである。なおAは平成6年2月6日、X₁の母Dは平成8年10月14日死亡している。問題となって

いるのは定額郵便貯金①（A名義）、②（D名義）、③～⑤（X₁名義）及び定期郵便貯金⑥（X₁名義）である。

X₁とB、Cは同じ住所地だが別々の建物に居住していたところ、X₁の入院中である平成13年12月10日にBとCは①～⑥につき印章変更したうえで、Cは①②につき全額払戻してX₁名義の通常郵便貯金口座に預け入れた。さらに同年同月27日、Cは単独で③～⑥を払戻し、B名義の通常郵便貯金口座に預け入れた。

XらがY₁に対し訴状により①～⑥について解約の意思表示と払戻請求をした。本件で主たる争点となったのは、Cに対するY₁の①～⑥の払戻しの有効性であり、この点についてはY₁側の過失が認定された。合わせてXらによる定額郵便貯金①②の分割払戻請求の可否も争われており、その点に関する判断の概要は次の通りである。

[判旨]

郵貯法7条1項3号の分割払戻し制限は共同相続された場合であっても変わらず、「相続人は、もともとそのような制限付きの債権を相続したものであるから、権利行使がある程度制限される結果となってもやむを得ない。仮に、原告らの主張が認められるとすると、相続という偶然の一事のみで、定額郵便貯金の分割払戻が認められることになってしまい、一定の制限を課して貯金管理の容易性を図る反面、利息などの点において通常郵便貯金より債権者を有利に取り扱うこととした定額郵便貯金制度の趣旨が没却されることになりかねない」として一般論としては分割払戻しを否定する。

しかし、訴訟係属中に満期到来し（平成15年6月30日）、①②が通常郵便貯金になったとして、結論としては一部払戻請求を認めた。

【10-1】福岡家小倉支審平成17年6月27日民商139-1-100

[事案の概要]

被相続人Aは平成16年1月7日死亡し、相続人は夫Xと、Aの子（B、C、D、E及びY₂）である。Aは定額郵便貯金（①預入日平成12年10月26日②預入日平成13年4月2日および③預入日平成13年1月29日）を有していた。本件抗告理由によれば、郵便貯金センターに問い合わせたところ、定額郵便貯金につき調停あるいは審判を経ずに法定相続分に応じて払い戻すことはできず、持分を有する者の全員の同意（署名・捺印）がなければ払戻しには応じら

成城法学81号(2012)

れないとの回答があったため、X及びB～EがY₂に対し遺産分割の申立てをしたのである。なお、平成17年5月30日から6月2日にかけてB～Eはそれぞれ相続分の全部をXに譲渡し、遺産分割手続から脱退したため、Xの相続分は10分の9、Y₂の相続分は10分の1となった。

[要旨]

遺産は本件貯金のみであり、「金銭債権は相続開始とともに相続分の割合で分割され、遺産分割の対象とならない」として申立てを却下した。

【10-2】福岡高決平成17年12月28日家月58巻7号59頁²¹⁾

Xからの【10-1】に対する抗告申立に対する決定。

[判旨]

「…郵便貯金法7条1項3号は、被相続人の遺産である定額郵便貯金について、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定めている。すなわち、定額郵便貯金は、その預入時において、分割払戻しができないという契約上の制限が、法律の定めにより付されていることになる。そして、この契約上の制限は、その後の相続によっても何ら影響を受けることなく、当然相続人に承継されるものである。それ故、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合に、その共同相続人が可分債権である定額郵便貯金債権をその法定相続分に応じて承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に応じた払戻請求は、上記許されていない分割払戻しを認めたのと同じことになるから、同じ可分債権である銀行預金債権とは異なり、許されないと解するのが相当である。その結果、遺産である定額郵便貯金については、他の可分債権と異なり、実質的に遺産の準共有と同様な事態が継続することになる。その意味で、定額郵便貯金は、同法57条1項の定めにより通常貯金となる、預入の日から起算して10年が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手続である遺産分割の対象となるといふべきである」として、本件定額郵便貯金を遺産分割の対象とし、Y₂に貯金①を、Xに②と③を取得させる旨の審判に代わる裁判をした。

【11】長崎地判平成17年10月18日判タ1198号253頁

[事案の概要]

被相続人Aは平成8年5月13日死亡。相続人は妻B及び子(X₁～X₃及びC)である。AはY₁に対し定額郵便貯金4口(①預入日平成3年9月24日②預入日平成3年10月21日③預入日平成3年10月21日④預入日平成6年11月15日)を有していた。その後Bが死亡し、X₃が単独相続した。遺産分割にあたっては、Xらが申し立てた遺産分割調停にBは出頭しないなど終始非協力的である(Xらの主張によれば平成13年9月頃にもY₁に対する預金払戻請求がなされたがBが同意書への署名捺印に応じないとのことである)。

X₁～X₃は、平成16年11月17日、Cが協力しない旨をY₁に告げた上で、各法定相続分に応じた本件貯金の払戻しを請求したところ、Y₁は請求に応じられない旨返答したため本訴に及んだ。

[判旨]

前掲最判昭和29年4月8日を引用し、「本件定額貯金〔①ないし④〕に係る払戻請求権も可分債権であるから、〔A〕の各共同相続人がその法定相続分に応じ独立してその債権を取得する」。相続財産中の可分債権も相続人全員の合意により遺産分割の対象とされる余地があり、そのような余地がある間は債権の帰属者や範囲が未確定ということになりうる意味ではY₁の払戻拒絶も正当化されうる余地があるが、本件ではCが非協力的な態度に終始していることからそのような合意の成立する余地はほとんどなく、その事情はY₁にも告げられているのだからY₁は平成16年の請求時点で「可分債権の相続関係の原則論に基づいた処理を行うべきであった」として、請求認容。

(なお、判決では言及されていないが、平成16年の請求時点で通常貯金となっていた事案である。)

【12-1】名古屋簡判平成19年12月25日金商1341号61頁【睡眠貯金のケース】

[事案の概要]

被相続人Aは平成3年7月20日に死亡。相続人はAの妻B並びに子C、X₁及びX₂であった。Bは平成18年1月30日に死亡しC・X₁・X₂が相続人であった。

AはY₁に定額貯金2口(①預入日昭和52年1月13日②預入日昭和52年2月22日)を有していたが、CとXらとの間で遺産相続についての協議がまとまらず、Aの郵便貯金証書等は

Cが保管しXらに貯金の有無等を教えなかった。X₁は相続問題解決のために貯金総額を確定すべくY₁に平成19年1月31日現存照会し、①②が睡眠貯金として存在することを回答を受け、同年5月17日に残高照会、同6月11日付残高証明書の交付を受けたがそこに①②の記載はなかった。結局、CとXらの遺産分割協議が調わないためXらはY₁に対し①②につき法定相続分相当額の返還請求をした。

[判旨]

①②が通常貯金となった後A及びBの相続が生じ、平成19年1月13日及び2月23日にそれぞれ睡眠貯金となったこと、Y₁は旧郵貯法所定の手続に従い催告書の送付等権利消滅の手続を履践した結果平成19年4月16日・同5月16日満了をもって各貯金を相続したXらの権利は消滅したとして、Xらの請求を棄却した。

【12-2】名古屋地判平成20年9月5日判時2044号106頁，判夕1300号193頁，金商1341号54頁

Xらが控訴した【12-1】の控訴審。

[判旨]

原審認定の通り本件貯金が通常貯金となりさらに睡眠貯金となった後、旧郵貯法所定の権利消滅の手続がとられていたことを前提としつつも、Xらへ権利保全手続につき正確に回答・説明すべき信義則上の義務違反がY₁の職員Gにあったことを認めて、Y₁が権利消滅を主張するのは権利濫用に当たるとした。Xらの法定相続分相当額の請求については、「睡眠貯金については当該貯金の全額の払戻請求のみが認められ、権利行使に制限が付されているが、上記のとおり、[Xら]が、[G]郵便局職員の説明により、期限内での本件各貯金の権利行使を妨げられたという事情がある以上、信義則上、[Xら]は[Y₁]に対し各自の本件各貯金の相続分について支払を求めることができる」とした。

【13】東京地判平成20年2月6日金法1838号8頁²³⁾

[事案の概要]

被相続人Aは平成14年7月10日に死亡。相続人は子X，参加人Kのほか訴外4名を加えた6名である。

Aは死亡時点で、金融機関Y₁～Y₅に預貯金を有していた。これらA名義の貯金につき、Kは平成14年7月22日及び平成16年6月11日の二度にわたり定額貯金合計5口及びその利息の払戻しを受けた。他方Xは、上記金融機関に対し、平成17年5月20日付で、法定相続分に基づき支払いを求める旨の通知をし、Y₄及びY₅からはそれに従ったと思われる金額の払戻しを受けた。

そこでXは、上記請求に応じないY₁～Y₃に対し、自己の法定相続分相当額の支払いを求めて訴えを提起した。なお、KからはXおよび上記金融機関に対し、上記A名義の預貯金はすべてKのものであることを前提とした支払請求もなされ、これも同時に争われている。その結果、本件訴訟の争点は多岐にわたるが、預貯金はAのものとなされ、Kへの法定相続分を超える部分の弁済は478条により有効なものと認められている。

以下、Xからの法定相続分に基づく定額郵便貯金の払戻請求の点に記述を限定する。

[判旨]

定額郵便貯金については、「郵便貯金法7条1項3号によれば、定額郵便貯金は、分割払戻をしない条件で一定の金額を一時に預け入れる郵便貯金であるところ、共同相続人の一人にすぎないXあるいはKが、その相続した部分について定額郵便貯金の払戻請求をすることは、定額郵便貯金の分割払戻請求にほかならない。そうすると、定額郵便貯金が預け入れから10年を経過して通常貯金となった後はともかく（郵便貯金法57条1項）、そうでなければかかる分割払戻請求は許されないものといわなければならない」とし、口頭弁論終結までに満期到来し通常貯金となったものにつき請求認容したが未到来のものについては請求棄却。

【14】東京地判平成21年6月11日金商1341号44頁

[事案の概要]

被相続人Aは平成13年4月15日死亡。相続人は、夫X₁並びに子X₂、X₃及びBである。

Aは通常郵便貯金、定期郵便貯金、定額郵便貯金（満期前のものと満期後のものが混在）および簡易生命保険を有していたため、XらはY₁に対し法定相続分に従い貯金および死亡還付金の支払いを求めて訴えを提起した。なお、XらとBとの間で遺産分割協議が成立する可能性はないとされている。

[判旨]

通常郵便貯金、定期郵便貯金、満期後定額郵便貯金（通常郵便貯金となったもの）および簡易生命保険の死亡還付金については、分割債権説に従いXらの請求を認めたが、満期前定額郵便貯金については次のように述べて請求棄却。

「…定額郵便貯金は、郵便貯金法7条1項3号において、『一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの』として定義されており、定額郵便貯金については分割払戻しが制限されていることが認められるところ、このような制限は定額郵便貯金債権が共同相続された場合であっても変わるところがないものと解される。／そして、郵便貯金法57条1項は、『定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは通常貯金となる。』としているので、本件満期前定額貯金は今なお定額郵便貯金として存続しており、[X]らが分割払戻しを請求することはできない」として、請求一部容認・一部棄却。

Ⅲ 最判平成22年10月8日の紹介

[事案の概要]

平成15年3月31日にA死亡。相続人はAの子であるXら及びY₂らであり、不動産、現金およびA名義の預貯金がAの遺産として遺産分割の対象となるかをめぐって争いが生じた。

第1審では預貯金およびA名義不動産の帰属が争われているが、特に預貯金に関する紛争に焦点を絞ると、Y₂は、A名義の預貯金の原資はAの妹から相続したものである一方、Aの妹BからBの財産につき生前贈与を受けた、又はB死後に相続人とY₂との和解が成立したと主張して、A名義の預貯金の一部はY₂の固有財産であり遺産に含まれないと主張したため調停は不調に終わった。そこでXらは本件預貯金が遺産に含まれることの確認を求めた。

【15-1】第1審判決（鹿児島地判平成20年3月25日民集64巻7号1727頁）

[判旨]

分割債権説に立ち、その結果、本件遺産確認の訴えは過去の法律関係を確認する訴えであると位置づける。その上で、預貯金債権の帰属については、原資

の一部がY₂のものであるとしても、A名義で預けられている以上預貯金債権がY₂に帰属するとはいえないとし、また確認の利益については遺産性を確認することにより調停成立の可能性が高まることから確認の利益ありとした。

【15-2】 第2 審判決（福岡高宮崎支判平成20年12月24日民集64巻7号1745頁）

Y₂から控訴。特に遺産確認の訴えについては、最判昭和61年3月13日（民集40巻2号389頁）に基づき遺産に現在属することの確認を求めるものであることを前提として、本件預貯金がAの遺産だとしても、分割債権説によれば相続開始時にXらおよびYらに分割帰属しているのであるから、確認の利益はないと主張した。

[判旨]

前掲最判昭和61年3月13日を引用して、「遺産確認の訴えは、確認の対象となっている財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定する」とし、「相続人が数人ある場合において、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが相当である。（…）したがって、当該財産を遺産分割の対象とするとの共同相続人全員の合意があるなどの特段の事情のない限り、可分債権については、遺産分割前の共有関係にあることの確認、すなわち、遺産確認の訴えの利益はないと解すべきである」としながらも、定額郵便貯金については「旧郵便貯金法7条1項3号（…）は、被相続人の遺産である定額郵便貯金について、一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預け入れするものと定めている。すなわち、定額郵便貯金は、その預入時において、分割払戻しができないという契約上の制限が、法律の定めにより付されていることになる。そして、この契約上の制限は、その後の相続によっても何ら影響を受けることなく、当然相続人に承継されるものである。それゆえ、定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合にその共同相続人が定額郵便貯金債権をその法定相続分に応じて承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に

応じた払戻請求は許されないと解するのが相当である。その意味で、定額郵便貯金については、預入れの日から起算して10年（政令で定められた据置期間）が経過するまでの間は、遺産の共有状態解消の手続きである遺産分割の対象になるというべきであり、可分債権の例外として、なお遺産確認の訴えの利益があるものと解すべきである」として、本件預貯金のうち満期前の定額郵便貯金については遺産確認の訴えの利益を認めた。

[上告受理申立理由]

Y₂らから上告受理申立。その理由は以下のようである。

原審は前掲最判昭和29年4月8日に反する。定額郵便貯金債権も可分債権であり分割債権説に服するから、相続人全員の合意があるなど特段の事情のない限り、遺産確認の訴えの利益はない。なぜなら、旧郵貯7条1項3号は定額郵便貯金債権の分割承継自体を禁止しておらず、一定の据置期間の分割払戻請求自体を制限すればその趣旨に反しない。また、定額郵便貯金債権も可分債権だから、同債権についてのみ満期到来までは可分債権の例外として遺産分割の対象とする必要性も認められない、という。

【15-3】最高裁判決

上告一部棄却一部却下。

「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据え置き期間を定め、分割払い戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預け入れするものと定め（7条1項3号）、預け入れ金額も一定の金額に限定している（同条2項、郵便貯金規則83条の11）。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預け入れ金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化をはかることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の

定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払い戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続きにおいて決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続きにおいて、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。／そうすると、共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益があるというべきである。』(古田裁判官・千葉裁判官の補足意見がある。)

Ⅳ 若干の検討

検討に先立ち、最高裁の判示内容を要約すると、大まかには①分割債権説により相続人からの一部払戻請求を認めることは旧郵貯法が分割払戻しを制限している趣旨に反する、②旧郵貯法において分割払戻しできない条件が付されている以上、分割債権説を採っても単独一部払戻しはできないのだから分割債権説を採る意義は乏しい、③旧郵貯法は債権の分割を許容しないから、定額郵便貯金債権は相続開始と同時に相続分に応じて分割帰属しない、④同債権の最終的な帰属は遺産分割手続で決される、⑤遺産分割の前提問題として遺産に属することの確認を求める訴えには債権の帰属に争いある限り確認の利益がある、と分節できよう。②が①を背後から補強することにより③が導かれ、それが④を導き結論としての⑤を導くという構成になっている。

このうち、特に実体法上の問題として興味深いのは①・③である。そこで①③の内容に関して最高裁判決の意義の一側面を明らかにすべく、特に紛争類型・法律構成・正当化のしかたに注目して裁判例を分類し、最高裁判決の特徴と今後の想定しうる問題点の析出を試みる。

1. 紛争類型から見た最判平成22年の位置づけ

紛争類型から見ると、Ⅱでみた公表裁判例はおおよそ以下のように分類される。

- A. 共同相続人の一部からY₁に対して法定相続分に応じた額の払戻しを求めたケース
- B. 共同相続人間で定額郵便貯金債権の帰属や同債権を遺産分割の対象となしうかが問われたケース
- C. 被相続人名義の定額郵便貯金が共同相続人の一部により法定相続分を超えて、あるいは無権利者により払戻しがなされ、その他の相続人からY₁に対して既払部分を含めた払戻請求あるいは損害賠償請求がなされたケース

従来の裁判例の大半はA類型にあたる。B類型に属するのは【1】・【2】・【7-1】・【7-2】・【10-1】・【10-2】及び最判平成22年、C類型は【4-1】・【4-2】である。

まずA類型の裁判例をさらに分類すると、一部払戻請求が認められたケースでは、判決時点が満期前か後かにかかわらず、分割債権説を前提に貯金債権が各共同相続人に分割帰属しているとされていることには疑いない。他方、否定例のうち満期前であることを理由に一部払戻請求が許されなかったケースでは、結論として相続人側の一部払戻請求が認められないことを示せば足りるためか、定額郵便貯金債権が分割帰属しているか否かは、次項2に見るように必ずしも明らかではなかった。

次にC類型に目を移そう。これは前掲最判平成16年4月20日に比されるものであるが、この請求は分割債権説の下で認められうるものであるから、請求認容であれば分割債権説が前提とされていると推測できる。しかし【4-1】では請求が認められたものの、【4-2】では権限ある払戻であったとして不当利得返還請求は否定されてしまったため、結局、相続人間で債権が分割帰属しているとの前提が正当であったかは明らかでないとも言える。このように見てくると、過去の裁判例においては、A・C類型ともに定額貯金債権の帰属について

不明瞭さを残していたと考えられる。

これらに対して、B類型では共同相続人間において貯金債権の帰属を争っているため、遺産分割手続きに載るか否かの判断の前提として、定額郵便貯金債権の帰属のありようが問われることになる。最判平成22年は、このように債権の帰属が直接争いになるケースにおいて最高裁で初めて判断を下した点において意義を有するといえよう。

2. 法律構成から見た最判平成22年の位置づけ

次に法律構成に着目して、最高裁判決と従来の裁判例等の判示を対比してみよう。

裁判例において、A類型で分割払戻しを認めた事案では、定額貯金債権は各相続人に分割帰属しているとの前提に立つ（【3】・【4-1】・【11】）。B類型でも分割帰属を前提とするものがある（【1】・【2】・【7-1】・【7-2】・【10-1】）。

これに対して、一般論としては満期前であることを理由に一部払戻請求を否定する場合の理由に注目してみると、初めての否定例である【4-2】では、旧郵貯法7条1項3号により分割払戻しが制約されており、その契約上の制限が相続人にも承継されるから、相続人による法定相続分に応じた払戻請求は認められないとする。判決理由のウェイトは、契約上の制限による分割払戻しの制約と相続承継にあり、債権が相続人にどのように帰属しているかは明らかでない（ほかに同様のものとして【5】・【8】・【9】・【14】）。

帰属についての見解を窺わせる文言があるものを探すと、それを見出せるのは【6】・【13】・【10-2】である。

【6】は、いわゆる睡眠貯金に関する事案であるが、当該債権は給付内容は分割可能でも契約内容として給付の方法に特段の制約（条件）が付された状態であり、相続人は契約上の地位を相続するから相続人も拘束する、という。この表現は、一応、定額郵便貯金債権が可分債権であることを前提としながらも、給付方法の制限があるから分割払戻が制約されることを述べていると解しうる。【13】も、「その相続した部分について…払戻請求」という表現が見られることから、定額郵便貯金債権が相続人に分割帰属していることを前提としてい

るように読める。

もっとも、既に述べたように、これらはA類型に属し、裁判所としては払戻請求の可否のみを判断すればよい事案であった。そうすると、債権の帰属に関する部分はいわば傍論ともいえる。

他方、【10-2】は、定額郵便貯金債権は分割帰属するから遺産分割の対象とならないとした審判【10-1】の抗告審であったから、ここではダイレクトに、債権の帰属が問題となっている。ここでどのような判示がなされたかを見よう。

【10-2】は、債権の帰属につき満期前の定額郵便貯金債権は「実質的に遺産の準共有と同じ状態が継続する」と述べるものの、その前提として「定額郵便貯金の貯金者が死亡した場合に、その共同相続人が可分債権である定額郵便貯金債権をその法定相続分に応じて承継取得しても、そのうちの一人がする法定相続分に応じた払戻請求は、…分割払戻しを認めたのと同じことになるから、同じ可分債権である銀行預金債権とは異なり、許されない」と述べる。

ここで定額郵便貯金債権が「準共有と同じ状態」とする言辞に重きを置けば、【10-2】では債権が分割帰属していないと解されているようにも読める。しかし「実質的に」という修飾があること、定額郵便貯金債権を銀行預金債権と「同じ可分債権」と位置づけていること、さらに「可分債権である定額郵便貯金債権を…法定相続分に応じて承継取得」と述べていることからすると、同判決は、次のような構成を採用しているものと解される。それは、定額郵便貯金債権それ自体は(分割債権説に従い)各相続人に分割帰属しているが、債権行使につき契約上の制限があり、これが相続人により承継されているから分割払戻に相当する法定相続分相当額の払戻請求は認めない、という構成である²⁴⁾。つまり債権の帰属態様と行使方法を分けて考えていることになる。そして、この【10-2】の表現は、最判平成22年の原審にほぼそのまま引き継がれており、さらに上告受理申立理由も同じ構成を前提としていることがわかる。

ところが、最判平成22年にかかる立場を採用せず、満期前の定額郵便貯金債権は分割帰属しないと述べている。これにより、従来の裁判例においては、

共同相続された定額郵便貯金が相続人に分割帰属していると解する余地があった部分を明確に否定した点に、最判平成22年の意義を認めることができよう²⁵⁾。

ではなぜ最判平成22年は【10-2】の構成を採用しなかったのか。【10-2】の構成は、判例たる分割債権説と齟齬をきたさないという利点がある。遺産分割の対象財産性についても、分割帰属していればそのままの状態では全員が同意・協力しない限り払戻しができないから、遺産分割手続において払戻しが可能となるよう債権の帰属を調整・決定する必要があると説明することも不可能ではなかろう。過去の例としても、可分債権につき全員の同意がなくても具体的事案の妥当性に鑑みて遺産分割の対象とする審判等がないわけではなかった。実際のところ、【10-2】の意義につき、債権は分割帰属しているが、全員の同意がなくても遺産分割の対象となることを示した判決と位置づける向きもあり²⁶⁾、この路線をとることもできたかもしれない。

しかし、分割帰属している預金債権を遺産分割の対象とするには相続人全員の同意を要するというのが裁判例および家裁実務の主流であり²⁷⁾、共有説とも整合的である。逆に、相続人全員の同意がないのに金銭債権を遺産分割の組上に載せるのであれば、分割帰属しているという前提それ自体を放棄するのが理論的には一貫する。結局、最判平成22年は、分割債権説の妥当範囲を制限することにより、債権の帰属状態と遺産分割の対象財産性を一貫させた簡明な説明を可能にしたことになる。その意味では、Iの学説にみられるような、債権の帰属を相続人間と対第三者とで区別するような相対的な構成を回避しているとも言えるかもしれない。

3. 分割払戻しの制約の正当化根拠から見た最判平成22年の位置づけ

(1) 続いて更に別な角度から、すなわち過去の裁判例及び最高裁が一部払戻しの否定をどのように正当化しているかという点に注目して最判平成22年を位置づけておこう。

その際、紛争類型・債権の帰属状態にかかわらず、正当化根拠を裁判例から抽出する。これは次のような理由による。この作業は主に、後に述べる最判

平成22年の射程, すなわち, 定額郵便貯金債権以外のケースでも全員払いの定め等をおくことにより分割帰属が排除されうるかという問題の検討に関わる。かかる規定・約款の扱いを考えるにあたっては, 債権の帰属は大きな問題ではなく, 預貯金の一部払戻制限がいかに正当化されるかのみが関心事となると考えられるからである。

(2) II で見た裁判例の多くは, 満期前定額郵便貯金債権の分割払戻請求を否定している。その正当化のために旧郵貯法7条1項3号や郵便貯金規則及びそれら制限の相続による承継が理由とされるものも多い中²⁸⁾, かかる定めがおかれている実質的理由に遡って言及するものが散見される。大別すると, 分割払戻制約を支える理由は, 文言の多少の差異はあるが以下の3点に整理できよう。

(a)大量の郵便貯金の定型的管理・画一的処理の必要性から, 払戻制限は正当化される。

(b)分割払戻制限は, 旧郵貯法1条の立法目的を達成するためである。

(c)分割払戻制限は, 利息面で貯金者に有利な取扱いをすることの反面として要求されるものである。

(3) 上記(a)~(c)を再度各判決と対比してみると, 最初に分割払戻しを否定した【5】は(a)~(c)の全てを挙げて否定の理由を詳細に述べ, (a)・(b)からかかる制約は合理性を有するとしているのが注目される。

【6】は(a)に言及するが, (b)・(c)への言及はない。【8】・【9】は【5】とほぼ同様のことを述べるが, (b)への言及はない。この後の裁判例は, 旧郵貯法7条1項3号等の実質的根拠には言及しないものが続く。

ところが最高裁判決は, 「同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は, 多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上, 預け入れ金額を一定額に限定し, 貯金の管理を容易にして, 定額有分貯金に係る事務の定型化, 簡素化を図ることにある」とし, 定額郵便貯金が分割債権説に服すると事務の定型化・簡素化を図る趣旨に反するという。(b)・(c)への言及はないものの, (a)を取り上げている。これは原審に比して実質的な理由づけを志向したものと位置づけられようか。

4. 小括

以上を要約すると、過去の裁判例と対比したときの最判平成22年の意義と特徴は次のようになる。まず、定額郵便貯金債権につき、共同相続人間で債権の帰属が争われていた事例において、分割債権説が妥当せず債権が分割帰属しない旨を最高裁で初めて示したこと。そこでは過去の裁判例に見られた、債権は分割帰属するが契約上の制限により行使できないという、やや鶴的構成を否定したという側面をも有している。

さらに、その理由づけとして、過去の裁判例に見られた旧郵貯法の立法趣旨や貯金契約内容としての有利性には言及せず、分割払戻しを制限する規定の趣旨として事務処理上の要請を挙げて分割債権説の適用除外とした点である。

5. 今後の問題点とその検討

このように、最判平成22年は過去の裁判例における不明瞭な点を解決した側面を有している。しかし同時に、相続預貯金に関する議論や今後の定額郵便貯金・定額貯金の扱い等について新たな問題を投げかけてもいると考える。ここでは、特に過去の裁判例と対比した検討を通じて問題になりうるものとして、次の2点を取り上げたい。

1つは、既に判例評釈等で指摘されているように、最判平成22年の射程をどう捉えるかという問題である。いま1つは、相続開始後、遺産分割されないままに長期間経過した場合における定額郵便貯金債権の扱いである。前者は、旧郵貯法下の定額郵便貯金以外にも関連するため、後者を先にとりあげることとする。

(1)長期間遺産分割・払戻手続がされていない定額郵便貯金債権の扱いについて

最判平成22年によれば、満期前の定期郵便貯金債権は、契約上の制限により分割できない性質を帯びるに至った債権と解することになる。それが共同相続された場合の相続人への帰属状態につき判決理由中には言及はないが、古田

補足意見は、各預入金額ごとに全体として1個の債権とし、千葉補足意見は準共有となると述べる²⁹⁾。分割できない性質を維持したまま相続されるので、遺産分割の対象にもなるというわけであろう。

これを前提に過去の裁判例を振り返って見たとき、少なくとも1つ疑問が生じる。それは、相続開始後に、定額貯金が10年経過により通常貯金となり、さらに10年経過していわゆる睡眠貯金となる過程における債権の性質や帰属をいかに説明するかという点である。

この点に関連するのが判例【6】・【9】・【11】・【12-2】である。

【11】は相続開始後に満期を迎え通常貯金となっている事例で一部払戻請求を認める（ただし、満期には言及していない）。

【9】は、満期前の定額郵便貯金債権につき払戻請求訴訟係属中に満期到来した事案であり、一般論としては満期前であれば分割払戻しを否定するが、本件では判決時点で満期到来により通常貯金となっているとして相続人からの一部払戻請求を認める。

【6】はいわゆる睡眠貯金に関する事案であり、分割払戻しできない旨を定める規定がある以上、相続人といえども一部払戻請求できないとする。

【12-2】も睡眠貯金であり、信義則上分割払戻請求が認められているものの、原則としては一部払戻請求はできないという前提をとっている。

このように、定額郵便貯金債権が時の経過により通常貯金債権になると法定相続分に応じた一部払戻請求が可能となり、睡眠貯金になると再度一部払戻請求ができなくなるとされている。では、各時点における債権のあり方はいかに説明されるのか。これがここでの問題である。

この点は、実は【10-2】の構成によると一貫した説明が可能である。【10-2】は、先に見たように、債権が分割帰属していても行使の制約により一部払戻しができなくなるという構成を採っていると解される。そうすると上記の【6】・【12-2】については、定額郵便貯金債権は相続開始時点から分割帰属しているが、現時点において分割払戻制限する規定が妥当しているか否かにより払戻しの可否が左右されているにすぎないと説明できる。

これに対して、最判平成22年によれば、満期前の定額郵便貯金債権は分割

帰属せず準共有状態にあり、それゆえに遺産分割の対象となる。満期到来により通常貯金債権になると、Iで見た判例の立場に従う限り、その時点から各相続人に分割帰属することになる。通常貯金債権となっている段階で相続人から金融機関への一部払戻請求や遺産確認の訴えがなされたときには、分割債権説により処理されることになろう。しかし、稀なことではあろうが、相続人からの払戻請求もなされないままさらに10年経過し睡眠貯金となったときはどうか。相続人からの一部払戻請求が否定され、当該債権は遺産分割の対象にもなるのであろうか。これは、分割払戻できない状態にあることをもって遺産分割の対象となることを認めてよいかという問いに変換できる。

最判平成22年で争いとなった満期前定額郵便貯金についていえば、相続開始時から分割できない債権として相続された債権が遺産分割の対象となると解することに大きな困難はない。有体物が遺産である場合と同様に考えられるからである。しかし、相続開始後の満期到来により一旦は遺産の範囲から逸出し各相続人に分割帰属したものを、相続人全員の同意なく再度遺産の範囲内に復帰させることは困難であろう。旧郵貯法の規定と趣旨から分割払戻しが許されないことは説明できても、帰属の面では疑問が残る。仮に睡眠貯金について遺産に属することの確認の訴えが提起されたとすれば、「分割帰属しているが分割払戻できない状態にある」ことを前提とした判断を迫られることになるのではないだろうか。

もしこのケースで睡眠貯金が遺産分割の対象となることを認めるのであれば、最判平成22年により廃棄された【10-2】の構成を再検討しなければならない。あるいは、睡眠貯金につき相続人間では債権の分割帰属を認めることになろうか。

実際にはかかる紛争の発生は稀だとしても、定額郵便貯金のみならず通常貯金にも起こりうる問題であることを考慮すると、理論的に詰めておいた方がよい点であると考ええる。

(2)現在の定額貯金・定期性預金等の共同相続の扱いについて

次に、最判平成22年の射程について考えてみたい。

同判決は、旧郵貯法下での定額郵便貯金に関するものであるが、郵政民営化法施行時までの定額郵便貯金債権はいまだ効力を有している。これら旧郵貯法の適用のある定額郵便貯金について本判決の射程が及ぶことには異論はないであろう。

では、その適用のない定額貯金についてはどうか。また、より一般的に、金融機関が定期性預金等に分割払戻を制限する内容の特約を付した場合には、最判平成22年と同様に考えることができるのか。

評釈ではこの点につき慎重なものが多い。その背景には、定額郵便貯金債権については分割払戻しの制約が法律によるものであったから例外扱いが認められるという評価がある³⁰⁾。

そこで最判平成22年を読み直してみると、法律による制約であることにとどの程度重きが置かれているかは判断が難しい。最高裁判決が旧郵貯法の趣旨に言及している点や、「同法が債権の分割を許容するものではなく」預金者が死亡しても定額郵便貯金債権は分割されない、と述べる点を重視するならば、法による分割払戻しの制限が立論の根底にあると読める。それゆえに射程を抑制的に解することには十分な理由がある。しかし、過去の裁判例との対比という観点からは、本判決の内容が妥当するのは必ずしも旧郵貯法下の定額郵便貯金のみに限られないと見る可能性もありそうである。それは、最判平成22年が、旧郵貯法の規定との関係で、どの点に着目して分割払戻しの制約を正当化しているかにかかわる。

IV 3の検討によれば、最判平成22年は、旧郵貯法の趣旨として大量事務処理の必要性・事務の簡素化の要請を指摘するものの、旧郵貯法の立法趣旨や貯金者にとってのメリットには言及していない。これらの点に「言及のないこと」、また他の裁判例のように旧郵貯法の規定のみでなく、制約が認められる実際の根拠に言及していることに注目すると、次のようにもいえそうである。すなわち、分割払戻しを制約する規定を、立法趣旨から、あるいは貯金契約の内容（貯金者にとって有利な内容か否か）の交換条件的な性格を持つものとして正当化する必要はない。他方、多数の顧客を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要や事務の定型化・簡素化の要請等が規定の趣旨である

ならば、根拠法令がなくとも、契約による制限として有効に機能すると解する余地を残しているとも読める³¹⁾。

このように、最高裁判決の文言からは、分割債権説および分割払戻否定の基礎づけとして、必ずしも根拠法令を要しないと解する余地があるならば、旧郵貯法の適用がない定額貯金等の共同相続における取扱いや一般の定期性預金・金融商品等においても、定額郵便貯金債権と同様に考えることもできそうである。また最判平成22年の射程を狭く解するとしても、同判決の趣旨がこれらの取扱いに事実上インパクトを与える可能性もある。これら共同相続された預貯金等の扱いについては、相続預貯金法理全体の中で総合的な検討を別途行う予定であるが、以下では最判平成22年評釈の中で指摘された論点と現在の定額貯金に話題を絞って試論を述べることにしたい。

(i) 金融機関において、分割払戻ができない趣旨の規定を有する定期性預金や金融商品等が開発された場合に、それが相続されたときの取扱いをいかに解すべきか³²⁾。このような規定を伴う債権については、金銭債権であることから一般に分割債権説を適用したり、逆に「契約上の地位の相続」という観点を持ち込むなどして一般に分割債権説を排除することは妥当であるまい。

この点については、近年、投資信託等の共同相続に関する議論においてみられるような、取引全体や契約内容等も視野に入れたアプローチがとられるべきであろうと考える³³⁾。すなわち、問題となる預金等について、当該取引や契約内容・問題となる債権の性質等を吟味し、まず当該債権が共同相続された場合にはデフォルト・ルールとして分割債権説が妥当しうものか否かを検討する。その上で、問題となる債権につき分割払戻し・一部請求等を制約する規定が、当該金銭債権について実体的に分割債権説を排除する内容を有するものかどうかを見極めてゆくことになる。以上のような検討を経て、定額郵便貯金債権の分割払戻制約規定と同様のものと判断される規定が、本項の対象である。

先述のように、この点につき、法による分割払戻制限でない以上否定的に解すべきとの主張がみられる一方³⁴⁾、かかる立法の有無にかかわらず、制約

規定の趣旨や合理性を勘案して分割債権説を排除する可能性を認めるものが存在する³⁵⁾。

法による制限であることを重視する見解は、過去の裁判例や学説において分割帰属・分割払戻しを否定するにあたり、契約上の制限・条件が付された結果としての債権の性質が相続人にそのまま承継されることが前提となっている点を疑問視している。その上で、分割債権説が相続法上の原則であるならば、最判平成22年が契約によるその原則の修正を容認する趣旨であるとする問題があるという。

確かに、契約上の制限等を債権の性質として相続人が当然に承継するという前提は、相続のあらゆる局面で妥当するものではない。被相続人の有する権利義務が相続により変容する局面はある。契約による分割債権説の修正は、相続法理と当事者の意思・合意による法律関係との相克という問題にもつながり、理論的な検討を要しよう³⁶⁾。また、包括承継による被相続人の権利義務承継が定められているものの、実際には当初の契約者は死亡しているため、当事者自身の意思に基づく契約内容への拘束に比すれば、被相続人が結んだ契約によって相続人の権利が制約されることを語りにくくなるむきはあろう。

しかし、相続法上の包括承継の原則に由来する、債権の性質の承継という観念を絶対的なものでないと見るのであれば、分割債権説が契約による修正を受けるべきでない性格のものか、なぜ修正を受けるべきではないのかという点も検討を要するのではないか。

この点については即断を避け、相続法理と契約によるその修正の優劣いかなんという大きな文脈には立ち入らないでおく。さしあたっては、いかなる契約上の制限・条件であれば分割債権説を修正するのが許されないか（あるいは許されるか）という、内容に応じたアプローチ、いわば下からのアプローチを積み重ねてゆくことが、先ほどの大きな文脈での議論を考えるにあたっても有意義と考える。

そこで問題となりうる契約上の制限を考えてみると、たとえば債務者側が、さほど事務負担が過重になるわけでもないのに相続人ごとに対応することを嫌っていたずらに債権の分割を禁ずる特約をおいたりすることにより、相続人側

の利益を不当に侵害することは認めるべきではあるまい。その意味では、被相続人の生前は分割請求ができたものが相続承継されると分割請求できなくなるとし、非常に厳格な払戻手続を相続人側に課したりする特約が仮にあれば、それは、実質的には分割債権説の不当な排除と考えられ、疑わしい。

他方で、定額郵便貯金債権のように、被相続人自身も一定期間分割請求できないという内容の約定については、相続人の権利行使を不必要に制約しない限りにおいて分割債権説からの逸脱を認めてよいと考える³⁷⁾。私見としては、分割請求を否定する内容をもつ契約上の制限を付すことは一応可能であるが、特に金融機関と消費者の間では約款規制・不当条項規制に相当するような合理性・相当性の審査を受けるとする立場をとりたい³⁸⁾。

その審査にあたっては、契約内容にも照らして「他の相続人の同意なき限り払戻しができない相続人の不利益」がどこまで許容されるかを考慮し、全員の同意を徴求することが事実上不可能あるいは不可能に近い場合まで相続人を拘束するものではないと判断することで、契約上の制限承継論と相続人の利益との両立をはかる道が模索されてよいと考える。

(ii) 定額貯金の扱い

郵政民営化法等の施行後に、定額郵便貯金に相当する貯金とされているのは定額貯金である。この定額貯金は各種規定のもとで運用されており、定額郵便貯金と同様、10年満期まで分割払戻しができないものとされている。

(i)で述べた枠組みで言うならば、定額貯金は金銭債権であり、たとえば近年論じられているような複雑な金融取引に組み込まれて不可分なものと解されているわけでもない。そうすると、最判平成22年が定額貯金の扱いに影響を及ぼしうるかを考えるにあたって問題となるのは、定額貯金に関して、分割債権説を実体法上排除する趣旨の規定があるかどうかである。各種貯金規定中、特に共同相続の場合に関連すると考えられるのは、定額貯金規定3条及び貯金等共通規定（以下、「共通規定」という）9条である。

定額貯金規定3条は「3 分割払戻しの禁止 この貯金については、前条第1項の預入金額により預入された貯金の分割払戻しはいたしません。ただし、

貯金等共通規定第9条ただし書きに基づきこの貯金の払戻しをする場合は、この限りではありません。」と定める。

そして共通規定9条は「9 相続による払戻し等相続により当行の貯金の払戻し又は名義書換の請求を行う場合において、2人以上の相続人があるときは、請求をする者以外の相続人の全員が同意する旨の書類を提出してください。ただし、請求をする者以外の相続人の全員から同意を得ることができない事由、その他の諸事情に鑑み、払戻し又は名義書換に応じることが相当であると当行が認めた場合は、この限りではありません。」とする。

定額貯金の共同相続におけるこれらの規定の解釈を考えると、少なくとも2通りの解釈がありそうである。

(7) 共通規定9条を中心とする解釈 9条はいわゆる全員払いを明文で定めた規定といえるが、まずはこの意義を検討する。これらの規定は平成19年から実施されたものであることからすると、前掲最判29年4月8日及び同平成16年4月20日により通常貯金債権も銀行預金債権と同様に、分割債権説が妥当することが裁判で認められる状況であることが規定内容に織り込み済みであろうと考えられるのではないか³⁹⁾。このような背景事情を考慮しつつ、共通規定9条は貯金一般に妥当するものと解するならば、通常預金にも適用のある同条本文は、判例とは異なる扱いをすべく預金債権が実体法上分割されない(準共有あるいは合有となる)ことを示したのではなく、相続人側が払戻しに当たり取るべき手続を明確化したものにすぎないと解されよう。

ただし、そのような扱いは判例によれば実体法上の根拠を欠くと考えられるため、全員の同意を得られない等のしかるべき事情を認めうるならば、相続人からの一部払戻請求にも応じる余地を残したのが9条ただし書の趣旨ではないか。

そして定額貯金規定3条を共通規定の下位ルールとみるならば、定額貯金債権も共同相続の場合には当然分割帰属し、相続人からの一部払戻請求も可能であると処理できる。こう解すると、定額貯金債権には最判平成22年の趣旨が及ばないことになる。

(イ) 定額貯金規定を中心とする解釈 他方、定額貯金規定は貯金規定に

おける特則であり、定額貯金に関して優先的に適用されるルールであるとするならば、分割払戻しを認めないのが原則であって共同相続の場合にも最判平成22年のルールが妥当しう。しかし、いかなる場合も全員の同意がなければ払戻しができないのは権利行使の著しい制約となりうるから、例外的に払戻しに応じるケースもあることを定めるのが共通規定9条ただし書であると解する可能性もあろう。

(7)(イ)いずれの解釈をとるにせよ、全員の同意を得るのが非常に困難なときは、共通規定9条ただし書により一部払戻しが認められる余地があり、相続人の権利を不当に制限しすぎることはなかろう。もっとも、共通規定9条がどのような場合を想定しているかは明らかでない。相続預金の一部払戻しに関する議論において、分割債権説によらなければ払戻しがかかなり困難になる例として挙げられる、一部の相続人が行方不明・連絡がとれない場合や相続人が非常に多数の場合などがまずは考えられる。他方で、共同相続人間で定額貯金の帰属につき争いがあることが銀行側にも明らかで全員の同意を得られないことが確実なケースはどうか。裁判例では、このようなケースにつき金融機関が一部払戻しに応ずべき義務があることを前提としているものがある⁴⁰⁾。しかし、相続人間で債権の帰属をめぐる争いがあるのであれば、一部相続人からの払戻請求に応じることがかえって紛争を激化させたり、超過弁済となる払戻しをしてしまう可能性もなくはない。このようなケースでは、むしろ何らかの法的手続に載せて定額貯金の帰属を決するのが望ましいのではあるまいか。

そうすると、共通規定9条及び定額貯金規定3条の解釈については、規定の構造や文言からすれば(7)の解釈が穏当であろうが、この解釈をとる場合にも、払戻しにあたっては全員払いを原則とし、共通規定9条ただし書による払戻しについては限定的に解するという慎重な運用をすべきであると考え。

V 結びに代えて

以上、最判平成22年を中心として、定額郵便貯金債権に関する法理の解明と同判決が提起する問題点の検討を試みた。同判決は、本来手続法や遺産分割法理等の観点からも論ずべきものであるが、本稿は特に実体法上の論点に限定

した。最判平成22年のポテンシャルがどれほどのものかは今後の展開を待つよりないが、本稿では同判決がインパクトを持つ可能性がある問題として、定額貯金・その他定期性預金等の扱いについても荒削りであるが試論を展開した。これらの点はこれまであまり論じられたことがないようであり、将来的に相続預貯金に限らず金銭債権の共同相続について総合的な研究を行う際に、さらに理論的に深化させたいと考えている。その際には本稿でとりあげた問題や可分債権・金銭債権の共同相続に関する議論に限らず、相続人の権利と遺産分割制度の趣旨のバランスをいかに図るか、それがいかなる理論構成において可能かがさらに問われようが、それも含めて今後の課題としたい。

註

- 1) 本判決に関する紹介・解説・評釈として、石丸将利「時の判例」ジュリ1428号106頁、浅井弘章・銀法55巻3号52頁、判例紹介プロジェクト・NBL953号67頁、高部眞規子・金商1369号8頁、吉岡伸一・金融判例研究21(金法1929号)7頁、山田誠一・金法1929号4頁、青竹美佳・月刊司法書士475号62頁、村重慶一・戸籍時報674号92頁、松川正毅・判評634号162頁がある(発行年はすべて2011年)。
- 2) 共同相続財産の法的性質・可分債権の共同相続については古くから議論が重ねられ、文献も枚挙に暇がない。ここでは、谷口知平=久貴忠彦編・新版注釈民法(27)2頁以下[右近健男](有斐閣,1989年)のほか、近年のものとして松原正明・全訂判例先例相続法Ⅱ225頁以下(2006年)、床谷文雄=犬伏由子編・現代相続法154頁以下(有斐閣,2010年)を挙げておく。なお、ここでいう「相続分」は法定相続分かという点についても議論があるが、立ち入らない。
- 3) 相続預金の取扱いについても非常に多数の文献があり、前掲注(2)新版注民(27)7頁以下[本間輝雄]、比較的最近のものとして、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続——当然分割帰属なのか」タートンスマン6号1頁(2002年)、松原・前掲注(2)231頁以下、吉岡伸一「預貯金・貸金庫の管理をめぐる諸問題——金融機関の対応を中心に——」野田愛子=梶村太市総編集・新家族法実務大系3相続Ⅰ(新日本法規,2008年)、安西二郎「相続預貯金払戻請求訴訟の論点」判タ1355号52頁(2011年)などがある。また分割債権説を前提としつつも、相続人全員の同意があれば遺産分割の対象となることを認めたものとして、東京家審昭和47年11月15日家月25巻9号107頁、福岡高決平成8年8月20日判時1596号69頁、東京高決平成14年2月15日家月54巻8号36頁などがある。裁判・家裁実務上、預金を遺産分割の対象とするには相続人全員の同意が必要とされる点については、片岡武「遺産分割事件における最近の問題点」戸籍時報647号42頁(2009年)、永井尚子「遺産分割事件の運営について」家月60巻9号19頁以下参照。
- 4) 赤松秀岳「判批」法時77巻4号96頁(2005年)など。
- 5) 比較的最近のアンケートとして、「[相続時における投資信託の取扱い]」に関するア

- ンケート結果」銀法687号26頁以下（2008年）参照。分割債権説を採りつつも、相続人間の紛争に巻き込まれたり法定相続分以上に払い戻してしまうことを回避するため、特に相続関係が不明確なケースでは判決を待って支払うという対応がとられてきたとされる（内海順太＝奥国範＝堂園昇平＝村岡佳紀＝森下哲朗「座談会」相続時における投資信託の取扱い（上）（下）」銀法687号8頁以下、688号28頁）。
- 6) 学説の紹介・検討については、前掲注(2)・注(3)所掲の文献が詳しい。最近の文献としては中田裕康・債権総論(新版)〔岩波書店、2011年〕407頁以下、前田陽一＝本山敦＝浦野由紀子・民法Ⅵ親族相続（有斐閣、2010年）296頁、伊藤昌司・相続法（有斐閣、2002年）253頁以下などがある。また松川・前掲注(1)も可分債権の共同相続の問題を論じている。
 - 7) 最近のものでは、窪田充見・家族法（有斐閣、2011年）433頁など。
 - 8) 石丸・前掲注(1)107頁は郵便貯金法令研究会編・解説郵便貯金法11頁（ぎょうせい、1982年）を典拠としてこのように述べる。なお、郵便貯金の相続があった場合に相続人に手続の案内として渡される小冊子（「ご案内 郵便貯金の相続に関するお取扱い」〔平成11年8月の表示あり。筆者が個人的に入手したもの〕）によれば、遺産分割協議書、遺言書又は家庭裁判所の調停・審判による謄本を同意書の代替書類とすることができる場合がある旨の注意書きがあるが、逆に同意書もこのような書類もなければ貯金の名義書換や払戻は著しく困難になったと考えられよう。
 - 9) 吉田光硯「法定相続分に応じた定額郵便貯金の払戻請求」リマ1999〈下〉75頁（1999年）。その他にも分割債権説によるべきと解するものとして、山岡徳光「東京高判平成11年3月25日判批」訟月45巻10号1896頁（2000年）。
 - 10) これに賛同するものとして、河田貢「東京地判平成15年1月20日判批」判タ1154号119頁（2004年）のほか、理論的にやむを得ないとする吉岡・前掲注(3)165頁などがある。また定期性預金一般につき同様の扱いを認めるべきだとする松嶋道夫「福岡高決平成17年12月28日判批」民商139巻1号98頁（2008年）がある。
 - 11) 片岡・前掲注(3)44頁、永井・前掲注(3)20頁参照。
 - 12) 永井・前掲注(3)19頁、石丸・前掲注(1)107頁、高部・前掲注(1)10頁以下、青竹・前掲注(1)63頁参照。
 - 13) 高部・前掲注(1)12頁、吉岡・前掲注(1)10頁、青竹・前掲注(1)63頁。
 - 14) 裁判例の収集には各種文献及び判例データベース（判例体系）を用い、事実・判旨を読んだ上で採り上げるものを選択した（定額郵便貯金の共同相続が紛争になっているが、公表資料中では判決理由などに定額郵便貯金が紛争の対象であることが書かれていなかったり、定額郵便貯金の満期や帰属等につき言及がないため紹介しなかったものもある。たとえば前掲最判平成16年4月20日がそれにあたる）。そのため、網羅性を欠くおそれがあり、この点についてはあらかじめご海容を乞いたい。
 - 15) 本件評釈として西尾信一・銀法42巻1号56頁（1998年）がある。他に本件に言及するものとして平城恭子「預金債権の相続と払戻し」金商1211号18頁（2005年）がある。
 - 16) 本件評釈として吉田・前掲注(9)がある。他にも平城・前掲注(15)も参照。
 - 17) 本件評釈として山岡・前掲注(9)がある。
 - 18) 本件評釈として、西原諄・民商128巻4=5号264頁（2003年）、小坏真史・平成14年度主要民事判例解説〔判タ臨増1125〕116頁（2003年）がある。
 - 19) 本件評釈として、塩崎勤・月刊民事法情報204号92頁（2003年）、河田貢・前掲注

- (10) がある。その他、佐伯聡「相続預金の払戻し」銀法645号24頁以下(2005年)も参照。
- 20) 本件評釈として、塩崎勤・月刊民事法情報214号100頁(2004年)がある。
- 21) 本件評釈として、塩崎勤・登記インターネット83号145頁(2006年)、榮春彦・平成18年度主要民事判例解説[判タ臨増1245]130頁(2007年)、松嶋・前掲注(10)98頁がある。
- 22) 本件評釈として浅井弘章・銀法53巻12号54頁がある。
- 23) 本件評釈として、吉岡伸一・金法1845号52頁がある。事案及び判旨については同評釈によった。
- 24) 青竹・前掲注(1)63頁も参照。なお、本決定における「法定相続分に応じて承継取得しても」という表現は反実仮想のようでもあり、分割帰属はしていないと読むこともできそうであるが、「同じ可分債権とは異なり」という挿句から、やはり可分債権であり当然分割説の射程内であることを前提とした表現と考えられる。もっとも、可分性を失わないまま債権が準共有されていると解しているならば別であるが、そのような理解は(学説ではともかく)裁判実務ではあまりとられてこなかったようである(奥田昌道・債権総論[増補版](悠々社,1992年)330頁以下参照)。
- 25) 同旨、高部・前掲注(1)12頁、吉岡・前掲注(1)9頁以下、青竹・前掲注(1)63頁以下。
- 26) 榮・前掲注(21)132頁参照。
- 27) 前掲注(3)所掲の遺産分割に関する文献参照。
- 28) 青竹・前掲注(1)65頁以下は、契約上の制限とその相続承継という理由づけについて裁判例を分析している。
- 29) この債権の状態の記述としては、分割できない・不可分たる性質を有する債権として準共有の対象となっているということになろうか(個人向け国債の共同相続に関する福岡地判平成23年6月10日金法1934号120頁は、最判平成22年を「一定の場合につき金銭給付であっても性質上不可分の給付と解」するものとしている)。多数当事者の債権関係に関する規定との関係では、旧郵貯法あるいはそれに基づく契約上の制限により給付が不可分とされ、427条に服さないことになる。
- なお、ここでいう分割できない債権(不可分の給付を目的とする債権、当然分割帰属しない債権)を「不可分債権」と表現するものがあるが、それはミスリーディングなきらいがある。なぜなら、不可分債権は428条の適用を受けると考えられるが、少なくとも定額郵便貯金債権については、遺産分割前は共同行使が予定されており、428条が認める単独での履行請求はできないからである(松本光一郎「福岡高判平成22年2月17日判批」金法1912号65頁以下も参照)。定額郵便貯金債権を不可分債権と呼ぶのであれば、それは行使方法につき428条の適用を排除された不可分債権ということになろうか。あるいは、満期前定額郵便貯金債権は可分性を保っているが契約上の制限により分割できない債権となっていると説明することも考えられよう(石畝剛士「取引経過開示と共同相続(2・完)」法政理論44巻1号34頁脚注82参照)。
- 30) 吉岡・前掲注(23)57頁、青竹・前掲注(1)66頁。高部・前掲注(1)13頁も、合意により、共同相続人の1人が他の相続人の協力なしには払戻請求できない債権を作り出すことへの否定的なニュアンスを有するように読める。また、榮・前掲注(21)131頁も、定額郵便貯金債権については法律の規定に基づく特殊性があるとしている。
- 31) 本件で問題になったのは確認の訴えの利益の有無であり分割払戻制限規定の有効性

ではないので、本判決の言辞をもって射程を広く解することには慎重を要する。ただ、「契約上の制限による分割払戻しの制約」という構成の妥当範囲を、旧郵貯法適用のある定額郵便貯金債権に限定する意図があるのであれば、公益的性格を有する旧郵貯法の立法趣旨や郵便貯金制度の特殊性に言及するなどの判示のしかたもありえたのではないか。

- 32) 有価証券等も視野に入れてこの問題に言及するものとして、高部・前掲注(1) 13頁以下。「いずれにせよ、債権の性質を勘案した上、分割の有無や遺産分割の可否等について検討されるべきである」として各論的検討を提案している。
- 33) 最近のものでは、高部・前掲注(1) 13頁、渡辺隆生「投資信託の共同相続人の一部からの払戻請求」金法1907号5頁や村田渉「大阪地判平成18年7月21日判批」金法1839号24頁以下の検討にこのような思考プロセスが見いだされる。
- 34) 吉岡・前掲注(23) 57頁、青竹・前掲注(1)66頁。
- 35) 村田・前掲注(33) 16頁。
- 36) 青竹・前掲注(1) 66頁。相続による権利義務の変容への指摘は最判平成22年の上告受理申立理由などにも見られる。
- 37) 青竹・前掲前掲注(1) 65頁は、最判平成22年が債務者側の利益のみを挙げ相続人側の不利益を考慮していないことに批判的である。この点は確かに判示の仕方として疑問であるが、最高裁としては、「契約上の制限の相続承継」を当然視し、相続人が全員の同意がなければ払戻ができないことを特に相続人側の不利益とは見ていないからこのような判示になったとも考えられる。
- 38) 松本・前掲注(29) 71頁以下、村田・前掲注(33) 26頁も同旨と解される。高部・前掲注(1) 14頁注14は、一応は相続時の共同行使特約が相続人に及ぶ余地を認めつつも、「このような約款の可否は別問題であろう」とする。
- 39) たとえば本稿中の【3】、【14】は通常貯金が分割債権説に服する旨を判示している。
- 40) 東京地裁平成9年10月20日判タ999号286頁など。本稿中でも【11】がそのような前提をとっている。

(もりなが・よしこ)

